

○警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令

平成 13 年 12 月 1 日

本部訓令甲第 9 号

警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 警察官の警棒等の使用及び取扱いについては、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成 13 年国家公安委員会規則第 14 号。以下「規範」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(報告)

第 2 条 警察官は、警棒等を使用して人に危害を与えたときは、警棒等使用報告書（別記様式）により、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

(警棒等の携帯)

第 3 条 規範第 8 条第 2 項の規定により特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において警棒を使用する可能性のある職務は、次のとおりとする。

- (1) 張り込み、密行又はこれらに類する職務
- (2) 夜間巡視
- (3) 犯人の逮捕、護送（引き当たりを含む。）又は搜索
- (4) 勾引状、勾留状等の執行
- (5) 警衛又は警護
- (6) 点検
- (7) その他所属長が警棒を携帯する必要があると認めた職務

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式省略